

○山梨県都市公園条例施行規則

昭和三十九年五月二十五日
山梨県規則第三十四号
改正 昭和四一年四月一日規則第二四号
昭和四二年四月二四日規則第九号
昭和四三年一〇月一日規則第五六号
昭和六一年三月三一日規則第二八号
昭和六一年一〇月一七日規則第五三号
昭和六三年三月三一日規則第一二号
平成元年三月三一日規則第二一号
平成元年七月二六日規則第三八号
平成二年三月三一日規則第一五号
平成二年七月三〇日規則第三一号
平成三年三月三〇日規則第一七号
平成七年三月三〇日規則第三五号
平成七年四月二七日規則第四二号
平成七年九月七日規則第五六号
平成八年五月二七日規則第三〇号
平成八年七月一一日規則第三六号
平成九年三月三一日規則第四一号
平成一一年三月三一日規則第二七号
平成一一年七月二三日規則第五八号
平成一二年三月三一日規則第一一五号
平成一二年八月二四日規則第一四一号
平成一三年三月三〇日規則第三六号
平成一四年三月二九日規則第三二号
平成一五年三月二七日規則第二三号
平成一六年三月三〇日規則第一二号
平成一六年一〇月一八日規則第五五号
平成一七年三月二八日規則第二九号
平成一七年三月三一日規則第四〇号

平成一八年三月三〇日規則第一号
平成一九年三月二二日規則第三号
平成二〇年三月二八日規則第一六号
平成二四年三月三〇日規則第二九号
平成二五年三月二八日規則第二〇号
平成二九年三月一四日規則第四号
平成三〇年三月二九日規則第九号

山梨県都市公園条例施行規則を次のように定める。

山梨県都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第二条 条例第九条第一項の規定による使用料（以下「使用料」という。）は、前納しなければならない。

（平一五規則二三・一部改正、平一七規則二九・旧第五条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第四条繰上・一部改正）

(使用料の免除等)

第三条 条例第九条第二項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第九条第三項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して十五日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

（昭六一規則五三・旧第六条繰下、平七規則三五・平七規則五六・平八規則三〇・平一二規則一四一・平一四規則三二・一部改正、平一七規則二九・旧第七条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第五条繰上・一部改正）

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十二条第一項の規定による条例別表第五の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

（平一七規則二九・追加、平二〇規則一六・旧第六条繰上）

（承認による利用時間の変更に関する技術的読み替え等）

第五条 条例第十六条第四項後段の規定による条例別表第六の規定の適用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例別表第六の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第一号ロの表	午前九時	利用時間の開始の時刻
	午後八時三〇分	利用時間の終了の時刻
第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
第二号ロの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表（野球場及び球技場に係るものを除く。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表（野球場及び球技場に係るものに限る。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
	から午後五時三〇分	から利用時間の終了の時刻
第四号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻

	～午後五時三〇分	～利用時間の終了の時刻
第五号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後五時三〇分	利用時間の終了の時刻

2 条例第十六条第四項に規定する変更承認（以下この項及び次項において「変更承認」という。）により利用時間の開始の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻前となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

条例別表第六第一号イの表、第二号イの表、第三号イの表、第四号イの表及び第五号イの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前八時三十分までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前の金額及び一日の金額
条例別表第六第一号ロの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前九時までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前九時から正午までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額

3 変更承認による利用時間の終了の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の終了の時刻後となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

条例別表第六第一号イの表、第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものと除く。）及び第三号イの表（野球場及び球技場に係るものと除く。）のうち一人についての金額が定められた利用の区	当該利用の区分における夜の金額を、午後九時から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における夜の金額及び一日の金額
---	---	------------------------

分以外の区分		
条例別表第六第一号ロの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額を、午後八時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額
条例別表第六第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。）、第三号イの表（野球場及び球技場に係るものに限る。）、第四号イの表及び第五号イの表のうち一人（同表にあつては、一艇）についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後の金額を、午後五時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後の金額及び一日の金額

(平三〇規則九・追加)

(利用料金の免除等)

第六条 条例第十六条第五項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 次に掲げる者が、山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館（屋内プールに限る。）、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用し、又は山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき。 利用料金の全額イ 六十五歳以上の者（山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。）
- ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者及びその介護を行う者
- ハ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒（土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。）

- 二 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額
(平一七規則二九・追加、平一九規則三・一部改正、平二〇規則一六・旧第七条繰上、平二五規則二〇・平二九規則四・一部改正、平三〇規則九・旧第五条繰下・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第七条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める場所は、保管した工作物等の放置されていた都市公園の所在地を管轄する建設事務所(山梨県森林公園金川の森に係るものにあつては、山梨県峡東林務環境事務所)内とする。

- 2 条例第十九条第二項の保管工作物等一覧簿は、次のとおり閲覧に供するものとする。
 - 一 閲覧に供する場所は、全ての建設事務所及び山梨県峡東林務環境事務所内とする。
 - 二 閲覧に供する日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日、一月二日及び同月三日を除く日とする。
 - 三 閲覧に供する時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。
(平一六規則五五・追加、平一七規則二九・旧第九条繰上・一部改正、平一八規則一・一部改正、平二〇規則一六・旧第八条繰上・一部改正、平三〇規則九・旧第六条繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第八条 条例第二十二条第一項及び第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

- 2 条例第二十二条第一項の規則で定める場所は、前条第一項の場所とする。
(平一六規則五五・追加、平一七規則二九・旧第十条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第九条繰上、平三〇規則九・旧第七条繰下)

(損傷等の届出)

第九条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(昭六一規則五三・追加、平一六規則五五・旧第九条繰下、平一七規則二九・旧第

(十一條繰上、平二〇規則一六・旧第十條繰上、平三〇規則九・旧第八條繰下)
(書類の様式等)

第十条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 法第五条第一項の規定による公園施設設置許可申請書 第一号様式
- 二 法第五条第一項の規定による公園施設管理許可申請書 第二号様式
- 三 法第六条第二項の規定による都市公園占用許可申請書 第三号様式
- 四 条例第四条第一項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第四号様式
- 五 法第五条第一項及び第六条第三項並びに条例第四条第一項の規定による変更許可申請書 第五号様式
- 六 第三条第一項の規定による使用料免除申請書 第六号様式
- 七 第三条第二項の規定による使用料還付申請書 第七号様式
- 八 条例第十二条第一項の規定による指定管理者指定申請書 第八号様式
- 九 条例第十九条第二項の規定による保管工作物等一覧簿 第九号様式

(昭四三規則五六・昭六一規則二八・一部改正、昭六一規則五三・旧第七条繰下・一部改正、昭六三規則一二・平元規則二一・平七規則三五・平八規則三〇・平一二規則一四一・平一三規則三六・一部改正、平一六規則五五・旧第十条繰下・一部改正、平一七規則二九・旧第十二条繰上・一部改正、平二〇規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平三〇規則九・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年五月一日から適用する。

附 則（昭和四一年規則第二四号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年規則五六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第二八号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第五三号）

(施行期日)

- 1 この規則中、第一条の規定は昭和六十一年十一月一日から、第二条の規定は昭和六十二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定の施行前にした山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設の利用の許可に係る設備又は器具の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類とみなす。

附 則（昭和六三年規則第一二号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第二一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第三八号）

この規則は、平成元年七月二十七日から施行する。

附 則（平成二年規則第一五号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第三一号）

この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第一七号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第三五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第四二号）

この規則は、平成七年四月二十八日から施行する。

附 則（平成七年規則第五六号）

この規則は、平成七年十月七日から施行する。

附 則（平成八年規則第三〇号）

この規則は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則（平成八年規則第三六号）

この規則は、平成八年九月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第四一号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第二七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第五八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（休業日に関する暫定措置）

2 この規則の施行の日から平成十一年九月三十日までの間においては、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第一号の表山梨県小瀬スポーツ公園及び山梨県富士北麓公園の有料公園施設（水泳プールを除く。）の項中「火曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

3 この規則の施行の日から平成十一年十一月三十日までの間においては、新規則別表第一第一号の表山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設の項中「水曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

附 則（平成一二年規則第一一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一四一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則の規定に基づいて提出され、又は交付した書類とみなす。

附 則（平成一三年規則第三六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一二号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五五号）

この規則は、山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十六年山梨県条例第四十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一六年一二月一七日）

附 則（平成一七年規則第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

（山梨県都市公園条例施行規則に関する経過措置）

- 2 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第五十四号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に同条例による改正後の山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第十条に規定する都市公園の管理に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第一条の規定による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第六条及び第十二条第十一号並びに第十一号様式の規定の例による。

附 則（平成一七年規則第四〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一六号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（山梨県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書は、この規則による改正後の山

梨県都市公園条例施行規則第四号様式による都市公園内制限行為許可申請書とみなす。

附 則（平成二五年規則第二〇号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏名

印

公園施設設置許可申請書

次のとおり公園施設の設置を許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
公園施設の種類 及 び 構 造		設置に必 要な面積	平方メートル
設 置 の 場 所			
設 置 の 目 的			
設 置 の 理 由			
設 置 の 期 間	年 年	月 月	日から 日まで
工事実施の方法			
工事実施の期間	年 年	月 月	日から 日まで
原状回復の方法			
使 用 料 の 額	円		
備 考			

注 設計書、仕様書、図面(位置図、平面図、立面図、模写図、断面図等)及び事業計画書を添えること。

第2号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏名

印

公園施設管理許可申請書

次のとおり公園施設の管理を許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
公園施設の種類 又は名称		公園施設 の面積	平方メートル
管理の場所			
管理の目的			
管理の方法			
管理の期間	年	月	日から 年 月 日まで
使用料の額	円		
備考			

注 事業計画書を添えること。

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏名

印

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

次のとおり都市公園の占用を許可されるよう申請します。

占用する都市公園の名称			
占用物件の種類及び構造			
占 用 の 場 所			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年 年	月 月	日から 日まで
占用物件等の管理の方法			
工事実施の方法			
工事実施の期間	年 年	月 月	日から 日まで
原状回復の方法			
使 用 料 の 額	円		
備 考			

注 設計図、仕様書及び図面(位置図、平面図、立面図、模写図、断面図等)を添えること。

第4号様式(第10条関係)

年　月　日

山梨県知事 殿

申請者住所

ふりがな

氏名　　　　　　　印

生年月日　　年　月　日

(団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

都市公園内制限行為許可申請書

次の行為について、山梨県都市公園条例第4条第1項の規定により、都市公園内制限行為を許可されるよう申請します。

都市公園の名称	
行為をする場所又は公園施設名	
行為の種類 内容	
行為の目的	
行為の期間	年　月　日から 年　月　日まで
原状回復の方法	
使用料の額	円
備考	
□誓約等 (誓約等をする場合は、□にレ印を記入すること。)	1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

氏名

印

変更許可申請書

年 月 日 山梨県指令 第 号で許可になつた事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

都市公園の名称			
許可を受けた公園施設又は物件の名称		場所	
変更しようとする事項	変更前	変更後	
変更の理由			
変更後の使用料の額	円		

注 公園施設の設置及び都市公園の占用の許可に係る事項を変更する場合にあつては、
変更事項を証する設計書、仕様書、図面（位置図、平面図、立面図、模写図及び断面
図等）及び事業計画書を添付すること。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

使 用 料 免 除 申 請 書

次のとおり使用料の全部(一部)を免除されるよう申請します。

使用料の額 A	円	Aに対するBの割合			
免除を受けようとする額 B	円	納付する使用料の額	円		
施設又は物件の名称					
使用期日又は日時	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
使 用 の 目 的					
団体の場合はその名称及び参加人員					
申 請 の 理 由					
備 考					

第7号様式(第10条関係)

年　月　日

山梨県知事　殿

申請者　住 所
氏 名

印

使 用 料 還 付 申 請 書

次のとおり使用料の全部(一部)を還付されるよう申請します。

納付済使用料の額	円
還付を受けようとする額	円
許可を受けた施設又は物件の名称	
許可の年月日及び番号	年　月　日 第　号
申　請　の　理　由	
後日の使用料に充当することの有無	

第8号様式(第10条関係)

年　月　日

山梨県知事　殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

電話番号

指定管理者指定申請書

次の都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

都市公園名：

第9号様式(第10条関係)

第1号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第2号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第3号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第4号様式（第10条関係）

（平24規則29・全改、平30規則9・一部改正）

第5号様式（第10条関係）

（平16規則55・平17規則29・平20規則16・平30規則9・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

（平元規則21・旧第9号様式繰下、平12規則141・旧第10号様式繰下・一部改正、平16規則55・一部改正、平17規則29・旧第12号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第9号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

第7号様式（第10条関係）

（平元規則21・旧第10号様式繰下、平12規則141・旧第11号様式繰下・一部改正、平16規則55・一部改正、平17規則29・旧第13号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第10号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（平17規則29・追加、平20規則16・旧第11号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（平16規則55・追加、平17規則29・旧第14号様式繰上・一部改正、平20規則16・旧第12号様式繰上・一部改正、平30規則9・一部改正）